

新宿区教育委員会会議録

平成26年第3回定例会

平成26年3月5日

新宿区教育委員会

平成26年第3回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成26年3月5日(水)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時18分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委員長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	菊 池 俊 之	委 員	今 野 雅 裕
教 育 長	酒 井 敏 男		

欠席者

委 員 松 尾 厚

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中央図書館長	藤 牧 功太郎
参 事 兼			
教育調整課長	吉 村 晴 美	教育指導課長	工 藤 勇 一
事務取扱			
教育支援課長	遠 山 竜 多	学校運営課長	米 山 亨
統括指導主事	長 田 和 義	統括指導主事	長 井 満 敏
統括指導主事	佐 藤 郁 子		

書記

教育調整課	高 橋 美 香	教育調整課	高 橋 和 孝
調査		係	

議事日程

- 日程第 1 第 1 2 号議案 新宿区いじめ防止等のための基本方針について
- 日程第 2 第 1 3 号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 第 1 4 号議案 平成 2 6 年度新宿区一般会計補正予算（第 1 号）（案）に関する意見聴取について

報 告

- 1 平成 2 6 年第 1 回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 平成 2 5 年度新宿区立学校表彰の選定結果について（教育調整課）
- 3 平成 2 5 年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の審査結果について（教育支援課）
- 4 平成 2 6 年度学校給食費について（学校運営課）
- 5 平成 2 6 年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて（学校運営課）
- 6 新宿区立図書館の「アンネ・フランク」関連図書の破損行為について（中央図書館）
- 7 その他

◎ 開 会

○白井委員長 では、定刻になりましたので、ただいまから平成26年新宿区教育委員会第3回定例会を開会します。

本日の会議には松尾委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いいたします。

◎ 第12号議案 新宿区いじめ防止等のための基本方針について

◎ 第13号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第14号議案 平成26年度新宿区一般会計補正予算（第1号）（案）について

○白井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第12号議案 新宿区いじめ防止等のための基本方針について」、「日程第2 第13号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第14号議案 平成26年度新宿区一般会計補正予算（第1号）（案）に関する意見聴取について」を議題とします。

○教育長 日程第3の第14号議案、平成26年度新宿区一般会計補正予算（第1号）（案）に関する意見聴取については、平成26年第1回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会において、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議をお願いしたいと思います。

○白井委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

日程第3 第14号議案 平成26年度新宿区一般会計補正予算（第1号）（案）に関する意見聴取についてを、非公開により審議することに御異議ございませんか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 それでは、第12号議案、第13号議案を審議した後、第14号議案を非公開により審議します。

では、第12号議案、第13号議案の説明を、教育調整課長からお願いいたします。

○**教育調整課長** それでは、第12号議案 新宿区いじめ防止等のための基本方針について、御説明をさせていただきます。

この方針は、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、新宿区教育委員会のいじめ防止等のための基本方針を定めるためのものでございます。

本年、第1回の臨時会で、詳細について一度御説明をさせていただいたものでございますが、その後、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークの学校サポート部会のほうで説明し、御意見をいただきました内容等を反映したものを、本日の議案として出させていただきます。

この内容については、教育指導課統括指導主事から補足説明させていただきます。

○**統括指導主事** 統括指導主事です。本日の議案の新宿区いじめ防止等のための基本方針については、1月22日、教育委員会第1回臨時会で協議をいただきました。その後、1月30日、幹事校園長会、2月4日、校園長会、2月20日、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークの子ども学校サポート部会で、小学校、中学校のPTA代表にも参加してもらい、保護者の視点からも意見を聴取してまいりました。このほか、副校園長会、生活指導部会でも、基本方針について説明をしてきました。

結果として、新たに追加する内容などの御意見はいただいておりますが、子ども学校サポート部会に参加した保護者からは、心配している内容として、情報モラル、またはネットに関連するものが挙げられておりました。今後、保護者への働きかけや、保護者との連携が一層求められる、そういった意見が出されておりました。

教育委員会といたしましても、次年度は小学校において教員研修、それから、第5学年の対象の出前授業の実施、中学校においては第1学年対象の出前授業の実施、小・中学校共通といたしまして、情報モラル教育の授業支援資料、家庭への啓発資料の配布、情報モラル教育実践事例リーフレットの配布等を予定させていただいております。

また、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークの子ども学校サポート部会を含め、子どもを救う仕組みがあることに、参加した保護者は大変驚いておりました。ぜひ、このような仕組みがあることを、もっと広めてほしいというような意見も出されておりました。

それでは、本日の新宿区いじめ防止等のための基本方針の内容について、確認をさせていただきます。

こちらの基本方針ですが、基本方針を定めることの目的としましては、いじめ防止等のための理念と基本的な方針を明示することにより、新宿区教育委員会としてのいじめに対する

姿勢を明確にするとともに、各学校のいじめ防止等の取り組みの充実を図ることにあります。なお、作成に当たっては、国が示すいじめの防止等のための基本的な方針を参酌しております。

この基本方針に基づき、学校問題支援室や学校問題等調査委員会については、来年度設置を予定しております。

また、お手元に、いじめ防止プログラムの案があるかと思いますが、こちらのいじめ防止プログラムにつきましては、各学校が実効的にいじめ防止対策を推進するために、参考資料として活用していただきたいという趣旨のもとつくってまいります。こちらのほうは、今年度中に作成いたしまして、配付をしてみたいと考えております。

それでは、基本方針の主な変更点について、説明をさせていただきます。

教育委員会の各委員からの御指摘、各協議会でいただいた意見を反映させておりますが、表現、それから文言修正というところが中心となっております。

まず、基本方針1ページの基本理念でございます。3項目め、最後の表現を、これまで「連携により」という表現がありましたが、今回「連携し」と変更しております。より主体的な表現に変更をさせていただいております。

また、同じく1ページ、組織等の設置につきましては、「いじめや不登校といったさまざまな問題行動」というのが最初出されておりましたが、ここを「いじめや不登校、その他問題行動」ということで表現を変更し、ほかの部分も含めて統一させていただいております。

最後のページ、4ページになりますが、重大事態への対応というところで、ここは「カウンセリングの実施」というところがありましたが、ここは「児童・生徒の心のケア」というふうに表現を変更させていただいております。

そして、最後のところ、7番、取り組みの評価・改善のところですが、以前、7番は「その他」となっておりました。「その他」からこの7番の「取り組みの評価・改善」に変更し、内容を学校のみならず、教育委員会がみずからいじめ防止等の取り組みを定期的に評価し、改善する内容とさせていただきました。

項目としましても、教育委員会の取り組みの評価、改善の項目を1つ追加させていただいております。

以上が、主な変更点となっております。

先ほど申し上げましたが、いじめ防止プログラムにつきましては、3月中旬を目途に編集作業を進めてまいりまして、今年度末に各学校に配布させていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○教育調整課長　続きまして、第13号議案、教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則について、御説明をさせていただきます。

概要と、この新旧対照表をごらんください。

新宿区個人情報保護条例の対象となる保有個人情報のうち、電磁的記録の開示の実施方法を今回、改正するものでございます。

改正内容としましては、これまで保有個人情報のうち電磁的記録にかかわるものの開示の実施方法は印刷物として出力したものの閲覧、またはその写しの交付により行っておりましたが、区民の利便性の向上、また、新宿区教育委員会が行う情報公開に関する事務の一部改正、これにつきましては26年第2回定例会で改正をお願いしておりますが、その内容とも整合性などを勘案し、電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録を複写したものの交付により開示を行うことができるものとするという内容でございます。

新旧対照表のほうをごらんいただきますと、改正の条文のところがございます。16条でございますが、開示の方法2の次に、3と4で光ディスクに関する条文をつけ加えているものでございます。

現行の3以降のものについては、順次、条をずらしているものでございます。

費用につきましては、この規則の19条で、教育委員会が行う情報公開事務に関する規則、別表に定める額というふうに定めておりますので、情報公開の規則と同様に100円という形になりますが、この規則には直接金額等は出ているものではございません。

経過措置でございますけれども、電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付による開示は、一部改正規則の施行日以降に行われる開示の請求から適用いたします。

施行期日については、平成26年4月1日でございます。

情報公開事務の規則のほうは、先行して改正をし、また、公布の日から施行ということでやっておりますが、そこにつきましては、実際に請求をされている方がいらっしまったというところで、そのような対応をしております。保護条例につきましては、それ以降、こちらについても内容をまた吟味をして、本日の御提案で施行日は4月1日というところでさせていただいているものでございます。

提案理由につきましては、新宿区個人情報保護条例、平成17年新宿区条例第5号の対象となる保有個人情報のうち、電磁的記録の開示の実施方法を改正する必要があるためござい

ます。

以上、よろしく願いいたします。

○白井委員長 説明が終わりました。第12号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○今野委員 これまでもずっと審議してきたのですけれども、いざこういう形でコンパクトに全部見ながら考えてみると、2つほど意見を言いたいと思います。

1つは、表現の問題ですけれども、1ページの2の組織等の設置のところで、読点が多いという感じがあって、よく読んでみると、2の本文の2行目のところで、「いじめや不登校、その他問題行動の未然防止」というふうになっていますけれども、ここの点は要らないと思うんですね。念のために、このいじめ防止プログラムの関連のところを見てみますと、「いじめや不登校その他問題行動」というふうに入っていないものが規則も含めて書かれているので、点がないほうが良いと思いました。それで見ると、幾つかあって、1つ目の丸の2行目の「いじめや不登校、」がそうですし、それから次の丸の1行目の「いじめや不登校、」のところの点がないほうが整合がとれるし、そもそもないほうがいいんじゃないかと思いました。

ついでに、同じように点のところですが、1つ目の丸の「子ども学校サポート」の2段落目の1行目ですが、「地域協議会及び、子ども」云々とありますけれども、この及びの後に点というのはおかしいので、もし点を打つとしたら前だと思いますね。「協議会、及び」云々と。でも、点はそもそもなくてもいいかなと思いました。

それから、その下の丸の学校問題支援室の2行目のところで、「学校の対策への指導・助言や、」となっていますけれども、ここも点が要らないか、あるいは「や」をなくして点を生かすかでもいいのかなと。「や」と点が一緒なのは変だなと思いました。それが1点です。

それから、もう一つが、内容にかかわることですけれども、2ページの3の3つ目の丸で、情報モラル教育の推進があります。これはとても大事な項目ですけれども、前段の「日々進展する情報化社会に学校が対応していくため」に情報教育が必要だというつながりになっているんですけれども、その「情報化社会に学校が対応していくため」というのが少し一般的な言い方過ぎないかと。それから、つながりとしても、学校が対応するためにモラル教育というふうにつなぐのは、つながり的にもどうかと。ここは、もともといじめ防止の観点ということで出てきていますので、先ほどの保護者の意見もあったということでしたけれども、もっと端的に言うならば、インターネットなど情報化の進展の中で、新たないじめの温床となるような、何というのでしょうか、言い方はちょっとわかりませんが、インターネ

ットなどがいじめを助長するようなことにもなりかねない状況があるのでモラル教育をと、少し限定的に言ったほうが、このほかの丸との関連でもいような気がするんですけども、その点はどうでしょうか。

以上、2点です。

○白井委員長 どなたにお答えいただくのがよろしいでしょうか。

○教育調整課長 読点の打ち方につきましては、新宿区の文書の一般的なやり方に沿う形で、再度点検をいたしまして、整合をとりたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○教育指導課長 情報モラル教育の推進の部分については、できましたらこの場で文言を確定してしまいたいと思いますので、私も今考えますけれども、ぜひこの中でお決めいただければと思います。

○白井委員長 はい、わかりました。御趣旨としては、情報化社会の変化に伴って、いじめの形態も変化していくというようなことに対応するためというような表現をという。

○今野委員 そうですね。

○白井委員長 その部分、では、適切な表現を委員の方からお願いしたいと思います。

例えば、ここの表現を生かして、「日々進展する情報化社会の中で、いじめの形態が変化することに対応していくため」ではちょっと長いでしょうか。

○菊池委員 先ほど、今野委員がおっしゃったように、情報化社会というとちょっと具体性に欠けるので、参考資料のほうでは、一応「インターネット上の誹謗中傷いじめ」というのが書かれているわけで、情報化社会というだけでは普通にインターネットじゃなくても情報化社会という解釈ができますので、より具体的に、わかりやすいように、スマホとかSNSですとか、そういうものがイメージしやすいように、インターネットという言葉を入れたらどうかなと思います。

○白井委員長 文章にすると。

○菊池委員 文章にすると、「インターネットなど、日々進展する情報化社会」。そういう言葉が入ったほうがわかりやすいような気がします。

○羽原委員長職務代理者 インターネットにスマホとか、全てひっくるめてインターネットと言っているんですか。

○菊池委員 その辺のことは詳しくはないですけども、要するに、ネット上で起きるいじめという意味では、総称としてインターネットという言葉でいような気がします。

○教育指導課長 委員の皆様の御意見を伺って、例えば、短くなりますが、「インターネット

など新たな情報手段を用いて行われるいじめに対応するため」とか、そういった文言でいかがでしょうか。

○菊池委員 わかりやすいほうがいいですね。

○白井委員長 すみません、もう一度言っていただいてもいいですか。

○教育指導課長 「インターネットなど新たな情報手段を用いて行われるいじめに対応していくため」です。

○白井委員長 今、教育指導課長のほうからの表現の提案がありましたけれども、それについて御意見ありますか。

○教育長 新たにと入れるかどうかですね。つまり現状のSNSでも起きているわけで、これから新たに起きることに対応する情報モラル教育ではなくて、お手元の資料の情報モラル教育の推進は、もう少しすっきりしていて、インターネットによるいじめ防止のため云々というのがあるんですよね。だとすれば、新たなということではなくて、インターネット等によるいじめを防止するためにといったほうが、この部分と統一がとれていいかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○白井委員長 そうすると、まとめますと、この補助資料の32ページの情報モラル教育推進の表現のところですね。

○教育長 「インターネットによるいじめ防止のため各学校が情報モラル教育を推進できるよう専門家」云々、授業の支援を行いますというのでは。指導課のほうで意味が通りますか。

○教育指導課長 結構です。国のほうでは、「インターネットを通じて行われるいじめ」という表現を使っているようですけども。

○白井委員長 通じてのほうが正しいかもしれない。

○教育長 そうですね。

○白井委員長 それでは、ここの文言、情報モラル教育の推進の項目のところを、「インターネット（SNS等）を通じて行われるいじめ防止のため、各学校が情報モラル教育を推進できるよう専門家を活用して授業の支援を行います」というような形で訂正する、この表現でよろしいでしょうか。今野委員の提案に関してですが。

○菊池委員 SNS等を入れるのでしょうか。

○白井委員長 そのほうが広く入るかなということだと思います。

○羽原委員長職務代理者 具体性ということでお話しでしたから。

○白井委員長 では、まず、ここはこういう表現ということでは訂正する。

それと、句読点に関しては、区の文書作成事例に基づいて確認して、今野委員の御意見等も参考に整理していただくということでもよろしいでしょうか。

それ以外に、12号議案について、御意見、御質問とかあれば、お願いいたします。

○羽原委員長職務代理者 このいじめ防止のプログラムについても申し上げていいですか。これは確定ですか。

○教育指導課長 いじめ防止プログラムについては、現在まだ修正中ですので、今後も御意見をいただきながら、何とか年度内に作成して学校に配付したいということです。

○羽原委員長職務代理者 少し丹念に読んでみたら、さんざん議論した上で、この期に及んで少し心苦しいと思いつつ、もし間に合うなら指摘をさせていただきたいのですが、きょうではなくて、別の機会でもいいのですが。

少し言うと、例えば、19ページの自己有用感なんていう言葉が、今まで見過ごしていて恐縮ですが、こういう言葉は僕としては初めて出会ったもので、言葉の意味合いがすっと胸に落ちなくて、つまり、あえて言えば自分を大切に思う心みたいなことを言っているのかなとか、それから、取り組みを行うといった言葉、つまり官庁用語が大変豊富に入っているので、これは何々するという言い方に直すゆとりがあれば、そうしたほうが一般の人には、行うことだというのは非常に取り澄ます感じがあって、わかりにくいところもあるので、可能な限り普通の言葉に置きかえられないかなと、そのようなことが何カ所かありますので、別の機会にまた事細かに指摘させていただきます。

○教育指導課長 よろしくをお願いします。

○白井委員長 一応、この審議予定としては、きょうは基本方針のほうを議決して、その後、このプログラムについて、再度、審議の日程に入っているんですけどか。その予定は。

○教育指導課長 こちらのほうは、これまでも随時御意見を伺ってまいりましたので、今の貴重な御意見も入れながら、まだ修正をしていきたいと思っておりますので、審議の場は特にはないのですが、いいものにしていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○白井委員長 わかりました。

○教育調整課長 今、羽原委員の御指摘がありました「取り組みを行う」というような表現について、この方針の中で今、幾つか散見をされる場合がございますので、そこはこちらで責任を持って修正させていただくというところで、よろしいでしょうか。

○白井委員長 はい。

○羽原委員長職務代理者 これは会議の論議の場がないとおっしゃったように聞いたのですが、

論議の場はあるのですか。つまり、なければ個別に、このほうがいいなということでそちらにお預けするということがいいのか、それとも論議の場があれば、それを待ちたい。

○**教育指導課長** 皆様で集まって論議をするという場合は、今後はなかなかとれないですけども、ですから、皆様からいただいた御意見を可能な限り取り入れながら、いいものにしていきます。日程的に、これは学校に今年度中にどうしてもお知らせをして、学校の基本方針等をつくっていただかなきゃいけないということもありますので、そういった意味でも質の高いものにしていきたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。ですから、随時御意見をいただいたものを修正してまいります。

なお、今回この基本方針にも述べてありますけれども、このいじめ防止プログラムは、適宜、毎年毎年改善をしていくと。ですから、新たに毎年度いじめの防止のための取り組みを報告する機会に、その御意見をいただきながらこれを修正していくという作業をしてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○**白井委員長** では、確認ですけども、タイムスケジュール的に、これを来年度にはもう学校現場のほうに公表するという事なので、3月のいつまでがタイムリミットというふうにお伺いしておけばいいのでしょうか。

○**統括指導主事** 今の編集のスケジュール的には、大体、来週いっぱいぐらいで御意見のほうをいただければ、確実に反映できるものと考えております。よろしくお願ひいたします。

○**白井委員長** わかりました。来週いっぱい、3月14日ということで、それまでに各委員のほうも個別に御意見等申し上げます。

○**統括指導主事** はい、御意見いただければ反映させていただきます。

○**白井委員長** そういうスケジュールで指導課のほうにということで、委員のほうも御了解よろしいでしょうか。

では、もとに戻りまして、まず、12号議案の基本方針についての御意見について、ほかに御意見ありますか。

[発言する者なし]

○**白井委員長** ほかに御意見、御質問がなければ、12号議案について討論及び質疑を終了いたします。

第12号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**白井委員長** 第12号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第13号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○今野委員 これは、今まで紙でないともらえなかったものが、区民にとっては、場合によって光ディスクで複写してもらえるということですので、情報を得るにはとてもいいことだと思いますので、結構だと思います。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。

[発言する者なし]

○白井委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第13号議案を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第13号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、第14号議案を非公開により審議いたします。

恐れ入ります。傍聴人の方は退席をお願いいたします。

[傍聴人退席]

午後 2時34分非公開

○白井委員長 傍聴人の方、御入室をお願いいたします。

[傍聴人着席]

○白井委員長 以上で、本日の議事を終了いたします。

-
- ◆ 報告1 平成26年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
 - ◆ 報告2 平成25年度新宿区立学校表彰の選定結果について（教育調整課）
 - ◆ 報告3 平成25年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の審査結果について（教育支援課）
 - ◆ 報告4 平成26年度学校給食費について（学校運営課）
 - ◆ 報告5 平成26年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて（学校運営課）
 - ◆ 報告6 新宿区立図書館の「アンネ・フランク」関連図書の破損行為について（中央図書館）
 - ◆ 報告7 その他

○白井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から6について、一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

○次長 それでは、報告1でございます。平成26年第1回区議会定例会における代表質問等の答弁要旨でございます。

まず、自由民主党新宿区議会議員団、宮坂議員からの質問でございます。2項目ございまして、1点目が首都直下地震に備えた防災対策についてということで、1ページの(1)でございます。(1)では、学校ごとの安全計画の作成について、教育委員会の見解を問われてございます。(2)では、牛込仲之小学校で行われましたPTA主導による一泊防災キャンプについて、どのような評価をしているかというところでございます。

2ページのほうにまいりまして、2点目が、学校教育のあり方についてということで、(1)のところでは、子どもの体力や運動能力が少しずつ向上しているとの報告が国から出させている。これに対して、新宿区の児童・生徒の現状と特徴はどのようなものかという点。(2)のところでは、3段目の「また」以下です。「文部科学省では」というところで、部活動やスポーツクラブに所属していない、体を動かす機会が少ない、特に女子では顕著でということで、気軽に運動できる場を提供する必要があるのではないかというようなこと、この辺についての現状についての見解。(3)のところでは、基礎体力をつくる上で、義務教育の時期はとても大切だということで、この辺についての教育委員会の見解です。(4)のところでは、長野県教育委員会の有識者委員会が、朝練習は睡眠不足を招き成長に弊害があると、原則やめるべきだという報告書をまとめたという記事を引用されまして、これも教育委員会としての見解を問われてございます。(5)では、小・中学校の教壇について、教壇を撤去した経緯、また今後ということでございます。(6)のところでは、(6)の3段目、3行目でございます。特別な支援を必要と判断された場合でも、特別支援学級や特別支援学校でなく、普通学校の通常学級への就学を希望する方がいると。それを受けて、その3段、3行下です。学校運営補助員の支援制度については、1年生のときの一定期間に配置を限るということではなく、区として児童・生徒に対してきめ細かな人的配置をしていただきたいというようなところでございます。

まず、(1)につきましましては、教育長答弁でございます。「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果ということで、小学校では男女とも全国の平均値は上回っており、中学校では依然、全国や東京都の平均を下回っている。ただ、持久力を中心に生徒の体力は向上していると言えると。新宿区の児童・生徒の特徴ということで、一番下の行でございますが、

短距離走の記録が高い一方で、体の柔らかさやボールを投げる力にかかわる項目が低い傾向にあるというようなこと。

(2)の部分では、運動部活に所属していない生徒にとって、保健体育課の授業が貴重な運動の機会となると。授業を充実させていくことが何よりも重要であるというようなことを述べてございます。

(3)のところでは、この段落の下から2行目でございます。義務教育の時期には、児童・生徒が知・徳・体の「生きる力」をバランスよく身につけさせる必要があると。基礎体力を向上させることは、この時期に欠かせない要素であるというようなところでございます。

(4)では、1行目です。部活動における練習量については、練習時間を適切に設定する。特に、適度な休養を設けるなど、心身の成長を妨げることのないよう配慮する必要があるということでございます。

(5)の小・中学校の教壇を撤去した経緯については、これについては、教育委員会に記録がないため、明確な理由は不明であるというようなところでございます。

(6)の特別支援の部分につきましては、下から4行目です。学級運営補助員を配置していると。現在は、従来の運用を見直し、1年生の一定期間に限るということではなく、校内の支援体制や安全配慮が必要な状況を勘案し、配置期間や配置日数を決定しているということでございます。

次に、佐原議員の一般質問。道徳教育につきましては、(1)で、ソチ五輪のフィギュアスケート男子の羽生結弦選手を取り上げまして、ぜひ区の道徳教育の教材に取り上げてほしいというようなところ。また、(2)では、道徳教育としつけの線引きをどのように考えるかというようなところ。(3)では、そういった道徳教育の新宿区における特徴的な取り組み。また、(4)では、道徳授業地区公開講座、ここで地域の方との意見交換を行っていますが、どのような意見があるか。(5)では、牛込第一中学校のゲストティーチャーによる取り組みについてのお尋ねがございました。

次に、5ページのほうに移らせていただきまして、新宿区議会公明党、小松議員の質問でございます。

地域協働学校の推進についてということで、まず(1)では、新宿型コミュニティスクールを教育委員会としてどのように総括されているかというようなところ。(2)では、今までの学校を支援するという形から一步踏み出して、学校経営に地域をどのように参画すればよいか。また、(3)では、今後、毎年、準備校の指定は手挙げ方式ではなくて、なるべく

多くの学校が少しでも早くスタートを切れるように仕組みをつくるべきではないかといったようなところ。また、(4)では、新宿型コミュニティスクールとはどんな特徴を持つかということでございます。

まず、教育長答弁でございます。(1)では、地域協働学校は、地域保護者の学校運営への参画による教育活動の充実と地域コミュニティの活性化を図り、子どもたちを地域全体で育てていくことを導入の目的としているといったようなことを申し上げまして、この段落の下から5行目でございます、協議会の役割として、学校支援が主となりがち傾向であったものの、学校と保護者・地域の相互理解が深まっていること、学校支援活動を通して地域の連携がつながっていることなど、一定の成果を上げているというようなところ。

また、(2)のお答えといたしましては、1行目でございます。学校運営の参画という新たなステージに移行していくためには、地域の方の理解や学校側の意識改革が必要である。

また、(3)につきましては、2行目でございます。導入に当たっては、各校の意向調査を踏まえた実行計画上のスケジュールで進めていきたいと。

(4)では、新宿区の地域協働学校の特徴は、国の制度と異なり、協議会に教職員の任用に関する意見を述べたり、校長の学校経営方針を承認するような役割を持たせるのではなく、協働という視点を大切に、地域・保護者が学校長と同じ目線で責任を持って学校運営に携わっていく仕組みとなっているということであると回答してございます。

次は、7ページ、日本共産党新宿区議会議員団、阿部議員の御質問でございます。

基本方針説明と財政運営についてということで、(1)では、学校給食費の関係で、4月からの消費税増税に伴う影響をどう見込んでいるか。(2)では、区の財政支援が必要だということに教育委員会としての見解はどうかというようなことでございます。

教育長答弁でございます。(1)では、保護者に負担していただきますのは、食材費でございますので、保護者に消費税の引き上げ相当分の負担をお願いする必要があると考えているということ。(2)では、平成20年度には緊急経済対策、これは原油価格の高騰によります一時的な措置であったのですが、それを引き合いに出しまして、消費税は消費一般に広く公平に負担を求める公共的な制度であるということから、財政支援を実施する考えはないというようなところでお答えをしております。

次に、8ページ、民主・無所属クラブ、志田議員の代表質問でございます。

薬物乱用防止についてということで、とりわけ下から3行目、小・中学校の授業の指導、警察や学校医、学校薬剤師の協力を得て、保護者も含めた薬物乱用防止教室の開催、薬物乱

用防止についての取り組みを行ってきたが、それらに対する評価はどのように分析しているかということで、これにつきましては下から3行目でございます。薬物乱用防止教育は、全ての児童・生徒に浸透していると評価している。今後も、関係諸機関と連携を図り、最新の情報を各学校に提供し、薬物乱用防止の取り組みを充実させていくとお答えしてございます。

最後になりますが、新宿区議会花マルクラブ、なす議員の質問でございます。

新宿の平和教育についてということで、(1)のところでは、新宿区平和都市宣言、これをどのように教え、その趣旨を生かすイベントを開催しているか。また、学校では、日本国憲法をどのように教えているのかというようなところ。(2)では、戦争と平和主義について、どのように子どもたちに教えているか。(3)では、憲法9条をきちんと教えているかという御質問でございます。

教育長答弁でございます。(1)では、新宿区平和都市宣言については、小学校6年生社会科において、宣言の趣旨を踏まえ、核兵器根絶と世界の恒久平和の実現の大切さについて学んでいる。さらに、中学校3年生社会科では、副読本「のびゆく新宿」を活用しながら、世界の平和の実現に自分たちのできることにしているというような。イベントとしては、平和ポスター展を開催しているということです。また、日本国憲法については、その下のくだりでございます。主に小学校6年生の社会科、中学校3年生の社会科公民的分野で学習しているといったようなところ。そして、最後(3)でございますが、日本国憲法についてということで、9条についてということで、我が国が戦争をしないこと、戦力を保持しないことを決意したことについて学習しているというようなお答えをさせていただきます。

以上です。

○教育調整課長 続きまして、報告2、平成25年度新宿区立学校表彰の選定結果について、御報告します。

まず、表彰校ですが、新宿区立大久保小学校です。教育実践活動の表題は、大久保つつじを題材とした地域に根差した教育活動の推進です。

2の教育実践活動の内容ですが、大久保小学校の教育実践活動は、江戸時代から大久保地域で栽培されていた大久保つつじを題材といたしまして、大久保つつじに関する調べ学習や、大久保つつじの育成、大久保つつじを通じた地域との交流を柱とした取り組みを、同校の6年生が総合的な学習において行っているということで、20年度から記載しておりますが、そこから25年度まで、以下のような活動をずっと続けているということでございます。

3の表彰校の評価ですが、まず1点目、6年生になるまでに課題の設定や、その解決の手

法等を身につけられるカリキュラムが生まれ、その経験を踏まえて、子どもたちがみずから考え、地域と連携したさまざまな活動を行っているという点。2点目といたしまして、地域の文化を知り、そのことを発信するという活動を通して、地域や学校に対する児童の意識を高めている点。3点目としまして、児童の調べ学習を契機に、学校の総合学習の単元や地域と連携した教育活動へと発展させていった点。これらの点について、評価をさせていただきました。

4の表彰式の実施でございますが、3月3日、今週の月曜日に大久保小学校に参りまして、教育長から賞状をお渡しいたしました。そのときには、6年生と5年生が一部屋に、一堂に会しまして、6年生から5年生にこの活動を手渡していくというような意味も込めたプレゼンも含めた形で行われました。

以上でございます。

○教育支援課長 続きまして、報告3でございます。

すみません、報告に入ります前に、ちょっと訂正を1点お願いしたいと思います。大変申しわけございません。

一番下の欄の個人・中学生の2のところで、西戸山中学校志田侑優さんが「1年生」と書いてございますが、こちらは「3年生」の間違いでございます。申しわけございません、訂正をお願いしたいと存じます。

それでは、平成25年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の審査結果につきまして、御説明をさせていただきます。

本日、御報告いたします内容は、各小・中学校から推薦をいただきました表彰候補者の中から、その功績や業績が顕著で表彰が適当であると決定いたしました団体4件、それから個人3件ということでございます。

まず、団体の小学校でございます。一番上の欄でございますけれども、早稲田小学校の金管バンドということでございます。推薦理由といたしましては、第32回全日本小学校バンドフェスティバル東京都大会の金賞ということでございます。こちらは、出場校が15校ございまして、金賞がその中の6校というところでございました。

それから、団体の中学校にまいりまして、1組目が牛込第三中学校の吹奏楽部ということでございます。推薦理由といたしましては、第53回東京都中学校吹奏楽コンクール東日本部門の銀賞ということでございます。その他、地域の活動も多々やっというところでございまして、今回、東日本部門につきましては、出場校が499校ということで、その

うちの金賞は13校、それから銀賞のほうは28校ということで、顕著な成績であるということでした。それから、こちらにつきましては、牛込第三中学校は平成19年から7年連続で受賞ということになります。

続きまして、2組目の四谷中学校の家庭部ということになります。こちらの推薦理由は、第11回中学生創造ものづくり教育フェア in Tokyoということで、「あなたのためのお弁当」のコンクールということになります。1年生チームが第2位、それから2年生チームが第3位ということになります。こちらにつきましては、全国から約300チーム応募いたしまして、その中の成績ということになります。

続きまして、3組目の新宿西戸山中学校駅伝競走の男子チームということになります。こちらは、第66回東京都中学校駅伝競走大会で1位ということになります。出場校数は143校ということになります。

続きまして、個人の小学生でございます。愛日小学校の檜崎健一君、2年生でございますが、こちらにつきましては、図書館を使った調べる学習コンクールの観光庁長官賞でございます。こちらは、応募総数が5万2,186作品のうちの上位の8作品に該当するということが、顕著な成績ということになります。

続きまして、個人の中学生でございます。お一人目が落合第二中学校の重松雅明君、3年生ということになります。こちらにつきましては、中学生の「税についての作文」ということで、広域財団法人全国法人会総連合会会長賞の受賞ということになります。こちらは、全国から58万3,142点ございまして、その中の上位150作品のほうに該当するということがございます。

最後になりましたが、新宿西戸山中学校の志田侑優君が3年生ということで、こちらは、全国中学生人権作文コンテストというところの東京都大会最優秀賞の受賞ということになります。こちらは、全国の応募者数が94万1,146人、東京都では4万4,763人ということで、上位の36作品に該当するということがございます。

なお、今回の表彰団体並びに個人につきましては、3月18日に表彰状と記念品をお渡しいたしますとともに、4月25日の「しんじゅくの教育」にも掲載する予定でございます。

私からは以上でございます。

○学校運営課長 それでは、続きまして、平成26年度の給食費について御説明をいたします。

この学校給食費につきましては、諸物価の状況を勘案いたしまして、毎年度、小・中学校校長会におきまして翌年度の徴収額を定めまして、教育長が承認することとなっております。

今般、消費税が平成26年4月1日より5%から8%に引き上がることに伴いまして、小学校長会会長、中学校長会会長及び新宿養護学校長より、現在の給食の質の維持をしなければならぬというところから、消費税増税分の値上げ改定の承認依頼がございました。

東京都区部の物価の急激な変動が現在ないことや、現在の給食の質を維持しなければならぬといったことがございまして、平成26年度の給食費につきましては、下記のとおり改定することを承認したところでございます。

この給食費でございますけれども、下記の表をごらんいただきたいと思います。25年度、小学校、中学校、養護学校について、それぞれの区分に従って1食の単価が定まっております。これを1.05で割り、その割ったものに改めて1.08を掛け、端数調整をした金額となっております。平均的には2.9%の値上げということになってございます。

学校給食費については、以上でございます。

続きまして、平成26年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて、御説明をいたします。

対象校としましては、学校選択制度により抽選校となった抽選校でございます牛込一中、西早稲田中、新宿西戸山中の3校と、選択票提出期限、これが10月31日後の転入の理由によって選択した方が補欠登録になってしまう牛込三中、それから落合中の2校の補欠登録校の計5校でございます。

繰上げに当たっての基準は、中学1年生の35人学級の導入を踏まえまして、入学式までの間に転入者があっても定員を超えない数といたしまして、1学級当たり33人としてございます。そのため、牛込一中、牛込三中、落合中は3学級で99人、西早稲田中、新宿西戸山中は4学級132人ということに基準を定めてございます。

今回の繰上げ状況でございますが、学校ごとに異なっております。牛込一中は一部繰上げ、西早稲田中及び新宿西戸山中は繰上げがございませんでした。牛込三中及び落合中は全員繰上げとなりました。

具体的には、牛込一中は11月の抽選時に補欠となった方が33人いまして、繰上げ基準日の2月17日時点で24人になってございます。受け入れ基準99人に対し、その時点での入学予定者が85人ございましたので14人を繰上げ、繰上げにならなかった10人は指定校へ入学となります。牛込三中は、2月17日時点で補欠登録者1名、受け入れ基準99人に対し入学予定者が88人なので、1人を繰上げたものでございます。西早稲田中は、抽選時に補欠となった方が19組20名おりましたが、繰上げ基準日の2月17日時点では17組18名となっております。

受け入れ基準132人に対し、その時点での入学予定者が165人でございますので、繰上げができず、補欠登録者全員は指定校へ入学となります。落合中は、2月17日時点で補欠登録者2名、受け入れ基準数99人に対し入学予定者が71人、2名を繰上げました。新宿西戸山中は、抽選時に補欠となった方が18組19人おりました、繰上げ基準日の2月17日時点で13人になりました。受け入れ基準132人に対し、その時点での入学予定者が138人ございましたので、繰上げができず、補欠登録者全員は指定校へ入学となります。

当結果につきましては、2月17日に補欠登録者宛て通知をしたところでございます。

以上でございます。

○中央図書館長 それでは、中央図書館のほうから、新宿区立図書館の「アンネ・フランク」関連図書の破損行為につきまして、御報告を申し上げます。

既に報道等で大きく取り上げられてございますように、都内5区3市の公立図書館で、38館300冊を超えるアンネ・フランク等の関連図書が引きちぎられているというような事件が起きております。

経過でございますが、2月6日に特別区図書館長会の幹事区から注意喚起の情報提供の配信がございまして、これを受けて、2月7日に新宿区立図書館で調査をいたしましたところ、この時点では39冊、区立図書館10館中、四谷、西落合、戸山で、それぞれ四谷14冊、西落合6冊、戸山19冊、合計39冊において、数十ページが斜めに引きちぎられているということが判明をいたしました。

その後、次のページにまいりますけれども、杉並区の区立図書館からも注意喚起の電子メールが配信されまして、2月21日に報道機関等の報道がございました。その中でアンネ・フランク以外にも、アウシュビッツ、ホロコーストを主題としている図書資料も他の自治体で被害に遭っているということから、再度、確認をいたしましたところ、西落合で新たにアンネ・フランクとは別のアウシュビッツ関連の図書1冊が被害に遭っているところでございます。

現在、被害を免れた図書につきましては、カウンターに別置きをして、利用者に見覧、貸し出し可能な状況で置いてございます。

2月22日に、杉並警察署に捜査本部を置くという電話連絡があり、また、直近では、2月26日に杉並区の中央図書館より、イスラエル大使館が被害自治体に対して300冊を寄贈するという旨の連絡がありまして、区立図書館といたしましては、感謝して受領する意向をお伝えしているところでございます。

次のページが、被害図書の一覧でございます。書名、それから冊数、著者名、訳者名、出版社、分類、出版年、価格でございます。

この表のうち、下から4番目の「少女アンネ その足跡」というところに金額がゼロとなっておりますが、これは寄贈ということで、この欄はゼロということになってございます。

それから、アンネ・フランク以外のアウシュビッツにつきましては、下のところに、一番下でございますが1冊、西落合図書館で被害に遭ってございます。

裏面にまいりまして、これが各図書館別の被害状況の一覧でございます。四谷、西落合、戸山のそれぞれを記載してございます。

そして、最後のページでございますが、被害図書の写真を掲載してございます。

報告は以上でございます。

○白井委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

御意見、御質問はありませんか。

[発言する者なし]

○白井委員長 では、御意見、御質問なければ、報告1の質疑を終了いたします。

次に、報告2について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。

○菊池委員 この学校表彰はかなり厳しく、なかなか該当しないようなハードルを設けるとい
うことで策定されたと思いますけれども、確かにこれを拝見すると、5年にもわたって、非
常に着実にいろんなことを自分たちで考えて、広がりを持ってやったのですばらしいと思
いまして、これは確かに表彰に値するなと感心しました。ただ、候補というか手挙げは3件
あって、私はもう一校のものもいいなと思っていたのですけれども、それはやはり選ぶに当
たっては結構意見が割れたりしたのでしょうか。

○教育調整課長 この表彰につきましては、選定委員会を開催いたしまして、校長代表も含め
て御審査をいただきました。そのほかに2校ございましたが、子ども自身が自分で考えて活
動を広げていく点ですとか、また、地域の広がりですね、それが発足当時、一時非常に、活
動を始めたときに広がっていたんだけど、現時点では少し下がり気味かななど、幾つか、
それぞれについて、いろいろ御意見がありまして、他の2校につきましては今回は見送りを
させていただいたということで、この大久保だけ表彰ということで、御報告になりました。

○菊池委員 ありがとうございます。これは、やはりすばらしい取り組みだと思ひまして、こ

れは各学校に行き渡るわけですよ。ですから、こういうことが今後の皆さんのそういう活動につながればと、大変うれしく思います。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。

[発言する者なし]

○白井委員長 ほかに御意見、御質問なければ、報告2の質疑は終了いたします。

次に、報告3について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

○白井委員長 特に御意見、御質問がなければ、報告3の質疑を終了します。

次に、報告4について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○今野委員 時々学校にお邪魔して、学校給食をいただくのですが、とても内容がよく、おいしくて、楽しみなんですけれども、これを見ると単価としては二百何十円、あるいは三百何十円ということです。とても安くて、よくこの単価であれだけできるなど、今さらながら思いました。いずれ増税、消費税の関係なので、でも最低限の増額ということのようですので、しょうがないなと思いつつながら、日ごろの給食のおいしさを感謝いたしております。

○白井委員長 かなり学校給食のほうは努力していただいて、今度、原料費等も上がってきて運営も大変かもしれないんですが、やはり今野委員の感想にありますように、おいしい給食というふうでいただいていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに報告4がなければ、報告5のほうに移らせていただきます。

報告5について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○菊池委員 学校選択制度で、1番の抽選校等の繰上げ状況の中で、定員と、繰上げ基準というのが書いてありますが、この違いが何かということ、もう一度確認したいと思います。

○学校運営課長 定員については、その数字にもございますように、1クラス40名が基準になってございます。一方、繰上げ基準につきましては1クラス33ということで、今後、転入等によっても対応できる人数ということで、33というふうに設定してございます。

○白井委員長 よろしいでしょうか。

ほかに報告5について、御意見、御質問、ありますでしょうか。

[発言する者なし]

○白井委員長 ほかに御意見、御質問なければ、報告5の質疑を終了いたします。

次に、報告6について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員長職務代理者 各図書館には、防犯用のカメラは設置されているのですか。

- 中央図書館長 館内に、防犯カメラは設置してございません。
- 羽原委員長職務代理者 どこにあるのですか。
- 中央図書館長 複合施設の場合、1階の共用部分などにはあります。そういうところには防犯カメラを設置してございますけれども、館の中の状況を映すという防犯カメラは、現時点ではどこも設置しているところはありません。
- 羽原委員長職務代理者 つまり、数人の犯行でありましようから、各図書館にそういう防犯カメラがあって、照合すれば、容易ではないだろうが、すり合わせは可能だろうなど。防犯カメラを入れること自体には賛否あるかと思うのですが、もし類似の件がまた発生するようなら、防犯カメラ、各書棚のところには無理だけれども、1カ所ぐらい、つまり入場者が特定できるようなことが必要なのかなと。捜査状況が、こういうことで異例の捜査本部ができたわけですが、やはりきちんとしておかなければいけないだろうと思うんですね。余り黙過できないことかなと思ひまして、図書館の協議会なんかの連携がどうなっているのかなと。もし何かその辺で情報がありましたら。
- 中央図書館長 まず、図書館としては、この被害が発生した後、巡回体制でありますとか、そういうものを強化して、他の図書資料も含めて日々点検をして、こういったことが起きないように注意をしているという状況がございます。
- それから、公立図書館でも防犯カメラを実際に置いてある自治体もございます。今回の件でも、幾つかの自治体で、その防犯カメラを置いてあるということで、これは報道ですけれども、警察当局のほうもそういった映像を入手して分析しているという報道もなされているところでございます。
- 羽原委員長職務代理者 端的に聞けば、捕まりそうなんですか。
- 中央図書館長 これも器物損壊で、まず捜査本部を置くというものの異例のことだし、それから、器物損壊で捜査1課が所轄しているというのも初めてのことというふうに聞いております。そういう意味で、官房長官や、また談話などもありましたように、かなり国際的にも注目を浴びているこういう事件ということで、まさに捜査当局も威信をかけてその犯人の特定を今、鋭意やっているというところでございます。したがって、必ず犯人は特定できるものというふうに考えてございます。
- 白井委員長 ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。
- 今野委員 さっきの御報告では、イスラエル大使館が寄贈してくれるといったこともあるようですが、独自にも手に入る本であれば、どんどん買って、補充して見られるように

したほうがいいとも思うんですけども、そのあたりはいかがでしょう。

○中央図書館長 被害に遭った本につきましては、既に発注をかけております。それと、あと、イスラエル大使館の話がありましたけれども、一般の方からも寄贈の申し出が既に20件ぐらい新宿区立図書館に、中央図書館に寄せられておりまして、実際にお送りいただいたり、また、窓口にお持ちいただいたという方が現在2件。それで寄贈をお受けしてございます。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○白井委員長 ほかに御意見、御質問なければ、報告6の質疑を終了いたします。

次に、報告7、その他となっておりますが、事務局から報告事項ありますか。

○教育調整課長 特にございません。

○白井委員長 それでは、以上で報告事項を終了いたします。

◎ 閉 会

○白井委員長 以上で、本日の教育委員会を閉会いたします。

午後 3時18分閉会